

本学学生の逮捕・起訴を受けた
セクシュアルハラスメント及び性暴力・性犯罪等
の再発防止策について

令和4年10月27日
国立大学法人滋賀医科大学

目 次

1. はじめに	2
2. 事件の概要	3
3. 事件に対する本学の対応	3
4. セクシュアルハラスメントや性暴力等に関するアンケート調査結果	6
5. 再発防止策	
(1) トップメッセージの発信	
①「NO! ハラスメント」ポスターの掲示	8
(2) アンケート調査	
①定期的なアンケート調査の実施	8
(3) 教育	
①定期的な研修の実施	9
②Fitness to Practice (医療者としての適格性) 教育やハラスメント防止教育の正規カリキュラムへの導入	10
(4) 相談窓口	
①相談窓口の拡充	11
②相談窓口の周知徹底	11
(5) 学外有識者の参画	
①人権問題委員会及び学生生活支援部門会議への学外有識者の参画	12
(6) 啓発冊子	
①ハラスメント防止のリーフレット改訂	12
6. 総括～二度と性暴力・性犯罪を引き起こさないために～	13

1. はじめに

令和4年5月19日に本学学生2名が、同26日に1名がそれぞれ強制性交等容疑により逮捕され、6月9日に同罪により起訴されました。

本学学生がこのような事件を引き起こしたことは、極めて遺憾であり、大変重く受け止めております。被害に遭われた方とそのご家族、関係者の皆様には、あらためて深くお詫び申し上げます。また、本学関係者の皆様におかれましても、ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

起訴された学生3名のうち、令和4年8月24日に第1回公判が行われた1名については、国立大学法人滋賀医科大学学生懲戒規程（以下、「学生懲戒規程」という。）第8条に定める懲戒の手続きを経たうえで、同規程第9条に基づき、令和4年9月29日付けで退学処分といたしました。なお、ほかの2名につきましても、今後の裁判の動向を注視しながら、確認できた事実に基づき、厳正に対処することとしております。

また、事件発覚後、本学においては、二度とこのような事件が起きないように、性暴力・性犯罪を惹起する可能性のあるセクシュアルハラスメントも含めて、再発防止の徹底に向けた取組みに着手しており、事件に対する本学のこれまでの対応及び今後の具体的な再発防止策について、ここにご報告いたします。

国立大学法人滋賀医科大学長

上 本 伸 二

2. 事件の概要

令和4年3月15日に、本学医学部医学科第5学年学生（当時）のA、B、Cの3名は他大学女子学生2名と、大津市内の飲食店で飲み会を開催した。その後、翌3月16日にかけて、瀬田にあるA自宅で2次会を開催し、その場でA、B、Cの3名が女子学生1名に対して強制性交等を行ったとして、5月19日にA及びBが、同26日にCがそれぞれ逮捕され、6月9日に同3名が起訴された。

3. 事件に対する本学の対応

令和4年5月19日に本学学生2名が逮捕されたことにより本事件が発覚して以降、本学の対応は以下のとおりです。

令和4年

5月19日 : A及びBが強制性交等容疑により、滋賀県警察大津警察署に逮捕される。

同日 : 国立大学法人滋賀医科大学危機管理規程第8条第1項に基づき、危機対策本部（※1）を設置する。

5月20日 : 本学ホームページに、「本学学生の逮捕について」を掲載する。

5月23日 : 学生懲戒規程第8条第1項に基づき、学生の懲戒に係る調査委員会（※2）を設置する。

5月26日 : 新たにCが強制性交等容疑により、滋賀県警察大津警察署に逮捕される。

同日 : 学生懲戒規程第7条第1項に基づき、当該学生3名に対して、懲戒処分決定前の処置として謹慎処分を命ずる。

同日 : 本学ホームページに、「本学学生の逮捕について」を掲載する。

6月9日 : 大津地方検察庁検察官により当該学生3名が起訴される。

同日 : 本学ホームページに、「本学学生の起訴について」を掲載する。

6月10日 : 全学生・教職員を対象とした「国立大学法人滋賀医科大学に

におけるセクシュアルハラスメントや性暴力等に関するアンケート調査」を開始する。(回答期限：6月24日まで)【(1)参照】

- 6月17日：医学部医学科第4・5学年及び看護学科第4学年を対象に「セクシュアルハラスメントと性犯罪防止研修」を実施する。【(2)参照】
- 7月4日：医学部医学科第3・6学年及び看護学科第3学年を対象に「セクシュアルハラスメントと性犯罪防止研修」を実施する。
- 7月13日：医学部医学科第1・2学年及び看護学科第1・2学年を対象に「セクシュアルハラスメントと性犯罪防止研修」を実施する。
- 7月26日：全教職員・大学院生を対象に、令和4年度人権研修「セクシュアルハラスメントと性犯罪防止研修」を実施する。(当日の研修動画を令和5年1月31日までオンデマンド配信)
- 8月5日：本学ホームページに「本学学生の起訴を受けた本学の対応状況について」を掲載する。
- 8月24日：大津地方裁判所にてAの第1回公判が行われる。
- 9月9日：学生懲戒規程第8条第5項に基づき、Aに対する懲戒処分に関して、調査委員会が副学長に報告書を提出する。
- 9月12日：学生懲戒規程第8条第6項に基づき、Aに対する懲戒処分の内容について、医学・看護学教育センター学生生活支援部門会議(※3)において審議する。
- 9月14日：学生懲戒規程第8条6項に基づき、Aに対する懲戒処分の内容について、教授会(※4)において審議する。
- 9月28日：大津地方裁判所にてAの第2回公判が行われる。
- 9月29日：学生懲戒規程第9条に基づき、Aに対する懲戒処分の内容について、教育研究評議会(※5)の議を経て、退学処分とすることを決定する。
- 10月17日：全学生・教職員を対象とした「セクシュアルハラスメントや性暴力等に関するアンケート調査結果と再発防止策 学内報告会」を開催する。

(1) セクシュアルハラスメントや性暴力等に関するアンケート調査の実施

まずは、本学におけるセクシュアルハラスメントや性暴力等の実態を把握す

ることを目的として、学生のみならず教職員も含めた本学の全構成員を対象とする「セクシュアルハラスメントや性暴力等に関するアンケート調査」（回答期間：令和4年6月10日（金）から6月24日（金）まで）を実施いたしました。調査の分析結果については、「4. セクシュアルハラスメントや性暴力等に関するアンケート調査結果」をご参照ください。

（2）全構成員を対象とした研修会の開催

令和4年6月17日（金）から7月26日（火）にかけて、全ての学生及び教職員を対象として、「セクシュアルハラスメントと性犯罪防止研修」（講師：公益財団法人 21 世紀職業財団 客員講師）を計7回開催いたしました。研修会では、セクシュアルハラスメントや性暴力・性犯罪となる行為、加害者や被害者とならないために意識すべきこと及び様々な場面にひそむリスク等について、具体的な事例を交えて解説し注意喚起を行うことで、セクシュアルハラスメントや性暴力・性犯罪等を決して許さないキャンパス風土を構築するための機会といたしました。

- ※1：「危機対策本部」とは、本学において発生する多様な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対応するため、学長が必要であると判断する場合に設置するもの。
- ※2：「学生の懲戒に係る調査委員会」とは、教育を担当する副学長が懲戒対象行為を確認した時、事実認定及び懲戒処分の内容若しくは謹慎の必要性について調査するため、医学・看護学教育センター学生生活支援部門会議の議を経て、当該部門会議の構成員で組織するもの。
- ※3：「医学・看護学教育センター学生生活支援部門会議」とは、学生生活支援に関する事項について審議する組織として、医学・看護学教育センター内に設置するもの。
- ※4：「教授会」とは、学長が行う教育研究に関する重要な事項の決定を行うにあたり、意見を述べる組織として、教授をもって組織するもの。
- ※5：「教育研究評議会」とは、当該国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として設置されるもの。

4. セクシュアルハラスメントや性暴力等に関するアンケート調査結果

(1) アンケート調査結果の概要

【全体】

- ・調査対象者数：3,700名
- ・回答者数：750名
- ・回答率：20.3%

【内訳】

<学生>

- ・調査対象者数：1,150名
- ・回答者数：315名
- ・回答率：27.4%

<教職員・その他>

- ・調査対象者数：2,550名
- ・回答者数：435名
- ・回答率：17.1%

(2) 分析結果

本アンケート調査の結果については、専門的な見地から分析を行い、より効果的な再発防止策を立案するため、公益財団法人21世紀職業財団に詳細な分析を委託しました。分析結果から見えた本学の主な特徴は以下のとおりです。

- ・セクシュアルハラスメントを「受けた」ことがある人のうち、「受けた」行為として圧倒的に多いものは、「肩や腰に手を回されるなど、身体を触られた」であった。
- ・行為者の立場としては、「上級生」又は「上司」が最多であった。ただし、一部の学年では「同級生」が多かった。
- ・「行為を受けたことを誰かに相談した」人は5割以下であった。また、相談した人のうち、相談した相手は「同級生」、「上司」、「学外の友人・知人など」が多く、「ハラスメント相談員」への相談は少数であった。
- ・「大学が取り組むべき、特に緊急あるいは重要と思うこと」として最も多かったものは、「相談窓口があることを周知徹底する」であり、次いで「専門的な知識・経験を持った相談員の増員など相談窓口を充実する」が多かった。

(3) 再発防止に向けた提言

公益財団法人21世紀職業財団に対して、本学において従前から行われていたハラスメント防止に関する各種の取組資料を提出し、上記(2)の分析結果と併せて、セクシュアルハラスメントや性暴力・性犯罪等の再発防止策の検討を委託した結果、今後、本学が特に取り組むべきものとして、同財団から以下の提言を受けました。

- ①ハラスメント根絶に向けたトップメッセージの発信
⇒ 「ハラスメントを断じて許さない」というトップの強いメッセージを配信し、今一度、人権を尊重する姿勢を示すことが望まれる。
- ②把握した事案の迅速・確実な対応
⇒ 重大事案については、学内外の有識者に意見を求め、人権問題委員会等の客観的な議論の場などを経て厳正に対処する。
- ③安心して相談できる相談体制の構築と相談窓口担当者のスキル向上
⇒ ハラスメントを未然に防止するために、安心して相談体制を構築することが極めて重要である。
- ④相談窓口の周知徹底
⇒ 今回の調査でハラスメント相談員への相談が極めて少なかったこと、また「大学が取り組むべきこと」、特に「緊急あるいは重要に思うこと」として、「相談窓口があることを周知徹底する」との回答が最多であったことから、被害を受けた時にすぐに相談できるような工夫が必要である。
- ⑤ハラスメント防止研修の継続実施
⇒ 新入生対象に入学オリエンテーションの機会をとらえて、必須参加の研修を実施するとともに、在学生には、定期的な研修の場を提供する必要がある。加えて、教職員対象には毎年の継続的な研修を実施し、リマインドを促進することが求められる。
- ⑥アンケート調査による定点観測
⇒ 定期的にアンケートを行うことで、法人として「ハラスメント防止に力を入れている」ことを表明すると同時に、教職員や学生に対して「常に目を光らせている」というメッセージとなり、ハラスメントの抑止にもつながる。
- ⑦常に「目配り」と「声掛け」を
⇒ 人気の少なくなりやすい場所には、注意喚起のための看板を設置するなど、いつでもどこでも、ハラスメント行為に及ぶ隙間のないよう、「目配り」と「声掛け」を積極的に行う。

5. 再発防止策

前述の4.(2)分析結果及び(3)再発防止に向けた提言を受けて、本学として取り組む具体的な再発防止策は次のとおりです。

(1) トップメッセージの発信

① 「NO! ハラスメント」ポスターの掲示

ハラスメントや性暴力・性犯罪等の根絶に向けて、今一度、大学として人権を尊重する姿勢を明確にするため、学長及びコンプライアンス担当理事(人権問題委員長)からの強いトップメッセージを示した「NO! ハラスメント」ポスターを新たに作成し、学内に掲示します。

また、当該ポスターには、ハラスメント行為となり得る具体的な言動やセルフチェック欄を設けることにより、各個人による日常的な自己啓発を促します。

(2) アンケート調査

① 定期的なアンケート調査の実施

セクシュアルハラスメントや性暴力・性犯罪等に対する全構成員の意識を啓発するとともに、その防止のための取組みを検討・実施し、学びの場や就業の場としての本学の環境改善を進めることを目的に、毎年度10月に「国立大学法人滋賀医科大学におけるセクシュアルハラスメントや性暴力・性犯罪等に関するアンケート調査」を実施します。

本アンケート調査は全構成員を対象とし、セクシュアルハラスメントや性暴力・性犯罪等に対する本学構成員の意識及び本学の実態を把握するため、主に以下の事項について調査することとしています。

《調査項目》

- ・性的問題に対する思考
- ・セクシュアルハラスメントの該当有無の認識
- ・ハラスメントが疑われる行為への対応方法(当事者及び第三者)
- ・セクシュアルハラスメントや性暴力を受けた/直接目撃した/話を聞いた経験等の有無
- ・(を受けた経験がある場合)発生状況・時期・相手属性・対応・相談有無・生活上の影響、等

(3) 教育

①ー1 定期的な研修の実施（教職員・大学院生）

セクシュアルハラスメントや性暴力・性犯罪等を決して許さないキャンパス風土を構築するため、例年開催している人権研修に加えて、毎年度6～7月に、全教職員・大学院生を対象とした「セクシュアルハラスメントと性暴力・性犯罪等防止研修」を実施します。

研修会は、対面及びオンラインにて開催（終了後はオンデマンド配信）し、セクハラや性暴力・性犯罪となり得る行為、行為者や被害者とならないために意識すべきこと及び様々な場面にひそむリスク等について、具体的な事例を交えて解説し、注意喚起を行います。

①ー2 定期的な研修の実施（学部学生（新入生））

現状、新入生に対しては、入学式の直後から、4日間の新入生研修を実施しています。その内容は、履修指導や学内での学生生活に関することのみでなく、日々、学内外で、安全かつ健全に学生生活を送るために必要な内容を取り入れているところです。

ハラスメントについては、その中で触れていますが、十分とはいえず、またハラスメントの被害者にならないための対策やハラスメントを受けた場合の相談窓口等に関する説明が主な内容となっていました。

今後は、本学の使命である「豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成する。」を達成するため、ハラスメントに関して、倫理観に関する講演及び関連する学習を取り入れていきます。

特に、利他的かつ公平な態度を身につけ、社会に対して責任を持った行動ができる、信頼される医療人を育成するため、行為者にならないための学習を充実させることとします。

①ー3 定期的な研修の実施（学部学生（新入生を除く））

現状、在学生を対象とした定期的なハラスメント防止研修は実施していないため、今後は、在学中を通じて継続的にハラスメント防止意識の涵養を図るため、2023年度以降、毎年度4月に学科学年別で実施しているオリエンテーション内において、ハラスメントの基礎知識と未然防止の取組などを取扱うハラスメント防止研修を実施します。

なお、オリエンテーションの実施内容は以下のとおりとし、各オリエンテーションのうち、20分程度をハラスメント防止に充てます。また、ハラスメント防止研修の講師については、医学・看護学教育センター学生生活支援部門長または学生生活支援部門長が指名する者が担当することとします。

《オリエンテーションの実施内容（案）》

1. 学年担当教員の紹介・挨拶
2. 教務ガイダンス（前年度の成績確認、履修登録について、教育課程の説明、授業・試験の注意事項）
3. 学生生活ガイダンス（奨学支援、学生相談体制、危機管理・学生保険、就職支援、ハラスメント防止）

②Fitness to Practice（医療者としての適格性）教育やハラスメント防止教育の正規カリキュラムへの導入

現在、医学部看護学科では第2学年配当の「ウィメンズヘルス学」、第4学年配当の「法医看護学」の授業において、「性暴力と看護診断」のテーマで授業を行っているところですが、医学科では第4学年配当の「法医学」で「性暴力」を取り上げているのみです。そこで、第3学年配当の「医の倫理Ⅰ」において「性と倫理」をテーマにした講義を新たに設置することを検討します。

一方、低学年からのハラスメント防止教育については、新入生研修における倫理教育を除いては実施していないため、2024年度入学生から適用となる新カリキュラムにおいては、医学科に初年次教育科目として「プロフェッショナルリズム基礎（仮称）」を新設し、医療者としての適格性に係る教育内容（Fitness to Practice）や「医療コミュニケーション」を組込むことを検討します。この中で、法の遵守や性被害などについても取り上げます。

また、併せて看護学科では、既存の倫理教育科目である「医療の倫理Ⅰ」に授業内容を追加するかたちで、医療者としての適格性に係る教育内容を組込むことを検討します。

《参考：「プロフェッショナルリズム基礎（仮称）」の概要》

概要：将来良き医療人となるには、医学部生は、学生時代からプロフェッショナルリズム（人の命に深く関わり健康を守るという医師の職責を十分に自覚し、多様性・人間性を尊重し、利他的な態度で診療にあたりながら、医師としての道を究めていく。）を理解し、行動しなくてはならない。また、医療人と

しての重要な資質の一つとして、コミュニケーションスキルがある。本講義では、最初に、Fitness to Practice (医療人としての適格性)やプロフェッショナルリズムについて理解し、その後、自身が医学部に入った目的を再認識し、その目的を達成するためには、どのように行動すべきかを考える。

また、法の遵守と倫理、ジェンダーと性被害などについても理解し、ハラスメント防止教育につなげる。さらにコミュニケーションや話し合いの重要性についても考えを進める。他者とのトラブルを防止するために、自己を観察しながら行動することにより感情をマネジメントする方法を学び、自己を表現しながら話し合うことの重要性について理解する。これらが、心理的安全性のあるパフォーマンスの高いチームづくりにつながるということ学ぶ。

各回の授業概要

1. Fitness to Practice とプロフェッショナルリズム
2. 法の遵守と倫理
3. ジェンダーと性被害
4. アカウンタビリティを高める
5. コミュニケーション (1)：信頼を得、目的を持って聴く
6. コミュニケーション (2)：アサーティブネスと心理的安全性
7. コミュニケーション (3)：ストレス・コントロール
8. コミュニケーション (4)：感情のマネジメントとセルフトーク

(4) 相談窓口

①相談窓口の拡充

本学のハラスメント相談窓口には、学内の教職員12名を相談員として配置しているところですが、新たに本学専用の学外第三者機関による相談窓口を設置し、学外の臨床心理士などの専門家による相談を受けられるようにすることにより、学内の相談員には相談しにくい場合にも、安心して相談できる体制を構築します。

学外相談窓口の委託業者は「ティーペック株式会社」とし、令和4年12月からの開始を予定しており、電話及びWeb(※)の2種類の方法により相談を受け付け、セクハラ、パワハラ、マタハラ、アカハラ等のハラスメント全般の相談に対応することとしています。

※ 対応時間 電話：月・水・金・土・日 10:00～21:00

火・木 10:00～22:00

(祝日及び12月31日～1月3日を除く)

Web：24時間・年中無休

②相談窓口の周知徹底

学内ポータルサイト上に掲載していた従来の内容について、見直し及び拡

充を行い、大学ホームページ（学外向け）に、新たに「ハラスメント防止への取り組み」ページ開設しました。

《大学ホームページ>大学紹介>「ハラスメント防止への取り組み」ページ》

<https://www.shiga-med.ac.jp/harassment>

また、他大学において発生した具体的なハラスメント事例について、毎月1回の定期便「ハラスメントのない環境を目指して」として全構成員にメール配信を行うとともに、同メールにおいては毎回、本学のハラスメント相談窓口についても案内することで、更なる周知徹底を図ります。

（5）学外有識者の参画

①人権問題委員会及び学生生活支援部門会議への学外有識者の参画

人権に関する諸課題について審議する「人権問題委員会」において、審議の透明性を確保するとともに、専門家からの意見を踏まえた審議の質向上を目的として、新たに「法律学及びハラスメントに関し専門的知識を有する学外者」2名を常置の委員に加えます。

また、学生指導に関する事項を審議する「医学・看護学教育センター学生生活支援部門会議」においては、学生の懲戒について審議する場合は、懲戒対象行為に応じた学外の専門家を委員に加えます。

（6）啓発冊子

①ハラスメント防止のリーフレット改訂

従来の内容の見直し及び拡充を行い、当事者意識や危機意識をより強く持ってもらえるよう、「学生用」と「教職員用」のリーフレットを作成し、対象者に合わせて、掲載する具体的事例等の内容を分けるなどの改訂を行いました。今後、順次、全教職員・全学生に配付する予定です。

《学生用パンフレットの特徴》

- ・学生同士の間でもハラスメントが生じる可能性がある旨記載。
- ・「性暴力」「フォトハラスメント」について言及。
- ・ハラスメントの事例をシーンごと（「授業や教室で…」「部活やサークルで…」など）に掲載。

6. 総括～二度と性暴力・性犯罪を引き起こさないために～

性暴力・性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する行為であり、長期にわたって被害者の社会生活・対人関係に深刻な影響を及ぼす可能性があるなど、重大な被害をもたらします。

医療人は、患者さんの苦痛や不安感に真摯に寄り添わなければなりません。その医療人を目指す本学学生がこのような事態を招いたことは、極めて遺憾であり、倫理観と順法精神が欠如していると言わざるを得ず、本学としても事件を大変重く受け止めております。

性暴力・性犯罪がその被害者に対し、多大な苦痛を与えることに心を向け、本学関係者が二度と性暴力・性犯罪を引き起こさないために、ここまで各種の再発防止策の実施・検討状況をご報告申し上げます。

しかしながら、時代の変化によって社会や価値観の多様化が進み、性暴力・性犯罪の態様も変化することに鑑み、性暴力・性犯罪の実態に即した対応を行うためには、これで終わることなく、本学は継続してこの課題に向き合う必要があると考えております。

これからも継続的かつきめ細やかな再発防止策を実行し、皆様方からの信頼回復に努めてまいります。

以上